

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案
に対する県民からの意見

平成17年5月18日

目 次

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 市川市 古井 利哉さん | 1 |
| 2 | 習志野市 牛野 くみ子さん | 3 |
| 3 | 松戸市 細田 邦子さん | 4 |
| 4 | 市川市 星野 亘良さん | 5 |
| 5 | 東京都江戸川区 今関 一夫さん | 7 |
| 6 | 千葉市 沢田 文夫さん | 10 |

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見

平成17年5月3日
市川市 古井 利哉

「三番瀬再生会議」の第4回会合が4月27日に開かれ、県は「三番瀬再生計画（基本計画）素案」を提示した。

再生計画の理念を示すだけの素案は、内容が非常に抽象的で具体的に何をしたいのか明らかではない。

しかし、「円卓会議」がまとめた「三番瀬再生計画案」の優れた項目はほとんど盛り込まれていない。

たとえば

「猫実川河口域は保全する」

「市川市塩浜2丁目の現護岸の一部撤去とその陸側区域の湿地化」

「猫実川の後背地および浦安日出地区後背地の干潟化」

は完全に無視されている。

反面、「多様であった三番瀬の自然環境の単調化が進んだ」などとあたかも三番瀬の自然が非常に悪化しているようなイメージで書かれています。（これは先日市民調査により明らかとなった日本有数の大規模牡蠣礁群の存在や近年のアサリの大漁などむしろ改善傾向にある三番瀬の現状に反する。）

そして素案の中心は下記のようなものである。

「かつての干潟を取り戻す」

「人と自然とが触れ合う水辺空間として三番瀬の再生を目指す」

三番瀬から失われた生物が生息できる環境の再生に取り組み、生物多様性の回復を目指す」

つまり、一見耳に心地よいこれらの目的を実現するために人口の干潟を造成したいと言っているように読み取れる。（三番瀬再生会議に県が早々と提示した先発事業の内容とも符合している。）

本日、千葉県弁護士会が千葉県知事と環境省宛に「三番瀬のラムサール条約登録」を求める意見書を提出した旨の新聞報道があったが、この問題についても円卓会議が計画案で「関係者の合意を早急に得る」と明確に指針を示しているに関わらず、県が漁業関係者に対して積極的に働きかけた形跡はまったく認められない。

以上述べたように、このたび県が提示した「三番瀬再生計画素案」は、円卓会議が2年の歳月をかけて、積み上げた貴重な意見集約を完全に無視するという点で到底受け入れがたい。

また、三番瀬の環境についても現状認識の著しい瑕疵があり、その誤った認識に立った再生計画が極めて危険であることは論を待たない。（この点については、1996年～1999年の県による「補足調査」や最近の市民調査でも三番瀬の豊かな生態系が明らかとなっている。）

また県の素案は根本問題として、人工的に自然を再生したり、生物多様性を復活することについての粗雑きわまる過信が垣間見えるのであり、科学的に極めて無謀であり、かつ自然の一部である人間の著しい思い上がりと言わざるを得ない。

聴くところによれば堂本知事は、計画案を早急に策定し6月の議会に提出したいと述べたそうである。

しかし、かかる粗雑きわまる計画案が、かくも拙速に策定されるとするならば、2年の歳月と3億円を費やした「円卓会議」をはじめ、沼田知事時代の検討会議や調査に費やした時間と費用の数々は壮大な浪費といわざるを得ない。

望むべくは、今回の県による素案は一旦白紙撤回し、「円卓会議」の理念に添った形での計画案を再構築するよう強く要望したい。

また、三番瀬の環境については最新の情報を漏らすことなく正確公平に評価することが絶対条件となる。

以上

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見

平成 17 年 5 月 8 日
習志野市 牛野 くみ子

昨年 1 月 22 日に再生計画案が知事に提出されて以来、15 ヶ月が過ぎ、このたび、基本計画（素案）が提示されました。長い間、お疲れ様でした。

今後は、実施計画、事業計画の策定へと進むことと思いますが、土台は基本計画です。そこで、「素案」について意見を申し上げます。

再生計画案のキーワードは「海域を狭めない」「順応的管理」「現存する干潟の保全」でした。

なお、現在残っている干潟・浅海域の保全については、「猫実川河口域の底生生物相」(p.35)、「陸と海との連続性」(p.43) でふれられています。また、「『湿地復元の原則とガイドライン』に沿ったものでなくてはなりません」(p.42) とも強調されています。

以下、「素案」について、ページごとに意見を記します。

p. 3 第 1 章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針

第 1 節 背景（背景と現状）

11 行目「これらにより自然環境の悪化が起きました」のあとに

《一方、猫実川河口域は泥質域で、アナジャコなどの生物が高い密度で生息している唯一の場所です。また、その周辺に生息する生き物が、魚類を中心とする食物連鎖において重要な役割を果たし、三番瀬の生物生産において大きな役割を果たしている》

を挿入して下さい。このことは、「計画案」p.35 にも書かれています。現状にふれてほしいのです。

* 泥干潟は現在の技術を持ってしても、造成することは困難です。泥干潟の重要性を明記して下さい。

p. 5 第 2 節 再生の目標

1 行目に、「三番瀬の再生のための長期目標として『生物多様性の回復』『海と陸との連続性の回復』とありますが、

《三番瀬の再生には「海域をこれ以上狭めない」ことを原則として、かつての干潟を中心とした三番瀬の環境をできる限り復活するなど、そのために「生物種や環境の多様な回復」「海と陸との連続性の回復」

にしてください。

p. 5 「2 海と陸との連続性の回復」

4 行目に「三番瀬の干潟の再生」とありますが、どこの場所を想定しているのでしょうか。計画案にはこの文言はありませんでした。よって、削除して下さい。

p. 5 「4 漁場の生産力の回復」

2 行目の「漁業者の経験的知見をいかした中で……」に「科学的知見」を挿入して下さい。

p.26 第 10 節 再生・保全・利用のための制度およびラムサール条約への登録を促進

11 行目の「関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し、……」を、

《関係者に積極的に働きかけ、今秋のウガンダでの締約国会議にむけ、登録を目指します》としてください。以上

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見

平成17年5月9日

松戸市 細田 邦子

日ごろ、「三番瀬再生会議」を通じて三番瀬の保全、再生について御努力されていることに感謝申し上げます。

さて、三番瀬再生計画（基本計画）の第2章第7節「海や浜辺の利用」について以下のような文言に訂正をお願い致します。

現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園での潮干狩り等を除けば、人は海とふれあいにくくなっています。

このことから、三番瀬をふるさとの海として実感できるよう、人々が親しみ、安全に利用できるような取組を進めることが重要ですが、一方、漁業や生態系の保全への配慮を行うことも重要なので（特に猫実川河口ゾーンは前面に三番瀬で唯一の泥質干潟が広がることから）それをふまえて、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりへと取り組んでいきます。

また、長期的には、まちづくりと一体となった三番瀬の保全、地域における三番瀬を保全する文化の発展を目指します。

以上

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）への私の意見

平成17年5月9日

市川市 星野 亘良

ご苦労様です。千葉県の「再生計画」、首を長くして待っていました。早速ですが、以下の3点について、意見具申いたします。

1ページ、「はじめに」について

修正内容

下記のように書き換えていただきたい。

「三番瀬は千葉県の宝です。埋立てなど、陸側の負荷をうけてかつての豊かさは減少してはいても、大都市近郊にあって、いまなお豊かな生物を有する貴重な干潟・浅海域です。

千葉県では、平成16年1月22日に三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)からいただいた『三番瀬再生計画案』をもとに、かつての干潟を取り戻し、生物多様性を確保し、高い水質浄化機能やアサリ、カレイ、ノリ等を育む豊かで安定した漁場を持ち、水鳥類の中継地や人と自然がふれあう水辺空間としての三番瀬の再生を目指し、その恵みを次世代へと引き継いでいくこととし、この『千葉県三番瀬再生計画』(基本計画)を定めます。なお、『再生に向けて講ずべき施策』と係る事業については、県が主体となって実施する事業を中心に『再生計画(事業計画)』として取りまとめることとします。)

(1ページの文章に3ページの記述を取り込んでいます。3ページは修正して下さい。)

修正理由

素案のような解説風でなく、三番瀬の保全・再生への千葉県の決意を意気高く示していただきたい。

○三番瀬のプラスイメージ、素晴らしさを前面に出していただきたい。

素案全体をとおして、「かつての・・・失われた」という表現が目につきます。残っているものの貴重さを前面に出してほしい。

7ページ、第1章第3節、1「順応的管理・・・について

修正提案

「1 順応的管理」とし、「及び以下」を削除していただきたい。

理由

再生の進め方に於て、「順応的管理」はもっとも大切にすべきことは、円卓会議のなかでも繰り返し強調されてきたことです。「及び・・・で他のことと並列で記すべきではないと思います。

(『漁業者の経験的知見の活用』をどうしても入れたいのであれば、「4 協働による取組(7ページ23行)の文章のなかに挿入したら如何でしょうか。」

26ページ、第2章、第10節について

修正提案

10行目の「関係者の合意のもとで」を削除または修正する。

理由

「合意」は環境省のつける登録への条件のひとつであることはわかるが、再生計画は千葉県の計画であり、千葉県自らがわくをはめる必要はないし、むしろ「合意」をつくるために積極的に動いてもらいたい。そのことから、上記部分は不必要と思うし、どうしても入れるのであれば、「関係者の合意をつくり」としたら如何でしょうか。

以上

「三番瀬再生計画（基本計画）」素案の対する意見等について

2005年5月10日
東京都江戸川区 今関 一夫

去る4月27日の第4回「三番瀬再生会議」で提案された「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）」について、下記のとおり意見等を申し述べます。

よろしく申し上げます。

（注）本件は、「三番瀬再生計画案と千葉県三番瀬再生計画の関係」（資料No.1～3）をもとに、検討しました。

記

1. 2頁「千葉県三番再生計画（基本計画）（素案）」（以下、「素案」と略す。）

（1）改定意見 2頁「素案」10行へ「第2節 基本方針」として次の文を挿入し、
現第2～5節を第3～6節とする。

第2節 基本方針

基本計画は、次の方針のもとに策定する。

1. 現在の三番瀬の豊かな・優れた生物相・生態系をまず保全する。
2. 三番瀬の再生のために、過去に損なわれた干潟を中心とした三番瀬の生態系その他の自然環境をできる限り復原する。
3. 三番瀬の豊かな自然環境を活かし、人々が様々な方法で自然に触れ、保全・再生・学習の場として利用する。

（2）理由 「第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針」として、「第1章背景」～「第5章 計画・交流区域」では、「基本的な方針」が欠落しているので、追加する必要がある。

（3）対応する「三番瀬再生計画案」（以下「計画案」と略す。）

イ：1について

（イ）1頁「左欄」（三番瀬再生計画）（以下「左欄」と略す。）2～3行「再生保全利用計画は、～定めるものとする。

ア ～基本的な方針」

（ロ）「三番瀬再生計画案」（以下「冊子」と略す。）53頁4～5行「三番瀬は～現在もあります。」

（ハ）「冊子」43頁8～11行「かつての三番瀬の～必要です。」

ロ：2について

（イ）「冊子」42頁3～7行「三番瀬の再生のためには～取り戻すことが必要です。」

（ロ）「冊子」42頁11～12行「自然再生推進法においては～定義されます。」

ハ：3について

「冊子」122頁3～9行「かつて三番瀬は～進めていく必要があります。」

2. 2頁「素案」

(1) 改定意見

2頁「素案」1行「その後～時代の中で、」を削除し、次の文を追加する。

「その間、市民の側でも埋立てに反対する署名運動（累計30万名超）や三番瀬の環境や都市のあり方に関わる運動が活発に行われていました。これらを受けて、2001年（平成13年）、千葉県民は、三番瀬の埋立計画を白紙に戻し三番瀬の再生を図ることを掲げた堂本暁子氏を知事に選出しました。その結果、」

(2) 理由 市民意見でも出されていたように「埋立て中止をもたらした動き」を、簡潔に記述すべきである。

(3) 対応する「計画案」

「冊子」22頁29～30行「一方、その間～運動が活発に行われていました。」

「冊子」23頁133～14行「2001（平成13）年～選出しました。」

3. 4頁「素案」

(1) 改定意見

4頁「素案」3～4行「～とともに、」のあとに、「浚渫窪地の埋め戻し」を追加する。

(2) 理由 青潮発生の主要原因として、「浚渫窪地の埋め戻し」を明記する必要がある。

(3) 対応する「計画案」 4頁「左欄」5～8行「さらに～行われています。」

4. 8頁「左欄」

(1) 改定意見

8頁「左欄」26～28行「(2)～ならない。」は、削除する。

(2) 理由 上記「(2)～ならない。」は、8頁「左欄」24行「漁業者の経験的知見の活用」に相応しない。

5. 16頁「素案」

(1) 改定意見

16頁「素案」14行「漁業基盤の整備等」は、削除する。

(2) 理由 内容が不明で、16頁「左欄」にも、このような記述がない。

6. 17～18頁「素案」

(1) 改定意見 18頁「左欄」10行に次の文を追加する。

「一方、埋立て、地盤沈下、あるいは土砂の流出によって失われた干出域(干潟)を、現在残されている海域を狭めることのないように、時間をかけて復原していくことが必要です。」

(2)理由 17頁「素案」11～12行の「干出域の拡大」が17～18頁の「左欄」になく、取り扱いが不明であるので、追加して明らかにする必要がある。

(3)対応する「冊子」92頁7～9行「一方～必要です。」

7.17頁 「素案」

(1)改定意見 17頁「素案」11行「そのため、」のあとに、「浚渫窪地の埋め戻し」を追加する。

(2)理由 17頁「素案」9行 「生物多様性の回復及び環境の回復力の確保」のため、「浚渫窪地の埋め戻し」を追加して明らかにする必要がある。

(3)対応する「計画案」 17頁「左欄」17行 「赤潮の～一因にもなっているのです。」

8.19頁 「素案」

(1)改定意見 19頁「素案」11行へ次の文を追加する。

「海側の護岸については、アセスメントとモニタリングをしながら進める。」

(2)理由 海側の護岸について、特に記述されているので、付記する必要がある。

(3)対応する「計画案」 19頁「左欄」17～18行 「海側において～していくこと」

9.25頁「素案」

(1)改定意見 25頁「素案」9行 「の登録基準を～渡ってきます。」のあとに、次の文を追加する。

「環境省は、2004年9月に三番瀬を登録すべき重要湿地54箇所の一つに挙げ、現在候補地の選定作業をおこなっています。」

(2)理由 最近の重要な動きを明記する必要がある。

10.27頁「素案」

(1)27頁「素案」12行へ次の文を追加する。

「また、三番瀬再生会議等の会議は、公開し、情報公開を進めます。」

(2)理由 これまでの取り組みを継続するために、明記する必要がある。

(3)対応する「計画案」 27頁「左欄」

イ：27頁「左欄」2～3行「円卓会議では～取り組んできました。」

ロ：27頁「左欄」20行 「 情報収集～行います。」

以上です。

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見

平成17年5月10日

千葉市 沢田 文夫

去る4月27日開催の「第4回三番瀬再生会議」を傍聴、当日配布の資料No. 1 - 2『千葉県三番瀬再生計画(基本計画)素案』を拝見し、若干の意見を述べさせていただきます。

第1章第2節2(p. 5)に「現在残っている干潟は保全するという原則」を挙げられたことは、高く評価します。ただし、「干潟」という言葉はしばしば船橋側のような「砂質干潟」であって、かつての諫早湾のような「泥質干潟」は干潟とは理解されない向きがあります。また、ラムサール条約では「浅海域」も干潟と同様に保全すべき対象としております。したがって、基本計画の根幹をなすこの部分は、誤解のないように「現在残って砂質・泥質干潟と浅海域はすべて保全するという原則」に書き換えるよう要望します。

第2章第2節(p. 13)には、現在の三番瀬は干潟環境の多くが失われ、干潟環境に依存する多くの生物が姿を消し、水鳥類の生息地としての重要性が低下したなど、否定的な側面ばかりが強調されています。確かに第2次大戦前夜の名画『ある日の干潮』の時代とくらべればこのとおりですが、埋立てが終わってから今まで20年間をみれば、決して環境が著しく悪くなっているわけではありません。したがって、第2章第9節(p. 25)の冒頭に記されている次の文章を、この第2章第2節に移すよう要望します。すなわち、

「かつての豊かさはありませんが、多様な自然環境が残され、多くの年物が生息しています。このことから、これらを損なうことなく保全していく必要があるとともに、かつての自然環境の再生に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。」

さらにこの節では、市民調査で明らかになった猫実川河口の泥質干潟の豊かな生態系の保全にも触れるよう望みます。

第2章第5節(p. 19)には、「海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られ」、「海と陸との連続性の回復を目指します。」と記されています。しかしながら、鍋矢板を残したままでの護岸改修では、海と陸の水循環は断ち切られます。したがって、ここでは現在の直立護岸の一部を取り除いて、陸の湿地再生を試みる(たとえば『三番瀬再生計画案』111頁の図)ことをここで触れていただくよう要望します。

以上、よろしくご検討ください。